守口市告示第65号

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第7条の3第 1 項第2号の工程(以下「特定工程」という。)及び同条第6項に規定する特定工程後の工程(特定行政庁が同条第1項第2号の指定と併せて指定するものに限る。以下同じ。)を次のとおり指定し、令和7年4月5日から実施する。なお、令和4年守口市告示第 184 号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定)は、令和7年4月4日限り廃止する。

令和7年3月5日

守口市長 瀬野 憲一

記

- 1 中間検査を行う区域守口市の全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造を併用する構造(以下「併用構造」という。)の建築物で、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知(新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。)に係る部分(増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法による場合は、当該増築又は改築に係る独立部分とする。)が次のいずれかに該当するもの。

- (1) 住宅(兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)の用途に 供する建築物で、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) (1)に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの 又は床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を行う建築物(2以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと)の特定工程及び特定工程後の工程は次のとおりとする。ただし、建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区(当該工区が釜場等他の工区の規模に比べて著しく小さい場合を除く。)の工事を特定工程とする。

(1) 基礎工事

次の表の構造の欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の特定工程の欄に定める工事を特定工程、特定工程後の工程の欄に定める工事を特定工程後の工程とする。ただし、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物(木造の建築物で高さ16メートル以下、階数が2以下かつ延べ面積が300平方メートル以下であるものを除く。)に限る。

項	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	すべての構造	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打
			込み工事

(2) 建方工事

次の表の構造の欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の特定工程の欄に定める工事を特定工程、特定工程後の工程の欄に定める工事を特定工程後の工程とする。ただし、指定する特定工程での中間検査を実施できないやむを得ない理由があるときは、特定工程の欄に掲げる工事に準じた工事を特定工程とみなす。

項	構造		特定工程	特定工程後の工程
1	木造		屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装
			及び構造耐力上主要	工事
			な軸組の工事(枠組	
			壁工法の場合は、耐	
			力壁の設置工事)	
2	鉄骨造	平家建	建方工事	壁の外装工事又は内装
		ての場		工事
		合		
		その他	2階の床版の取付け	
		の場合	工事	

		I		
3	鉄筋コ	平家建	屋根版の配筋工事	屋根版のコンクリート
	ンクリ	ての場		打込み工事
	ート造	合		
	又は鉄	その他	2階の床及びこれを	2階の床及びこれを支
	骨鉄筋	の場合	支持するはりの配筋	持するはりのコンクリ
	コンク		工事(当該配筋工事	ート打込み工事(当該
	リート		を現場で施工しない	コンクリート打込み工
	造		場合にあっては、2	事を現場で施工しない
			階のはり及び床版の	場合にあっては、2階
			取付け工事)	の柱又は壁の取付け工
				事)
4	その他の構造		屋根の工事	壁の外装工事又は内装
				工事
5	併用構造		1の項から4の項ま	特定工程の区分に応じ
			での構造の区分に応	た特定工程後の工程の
			じた特定工程のう	工事
			ち、最も早期に施工	
			する工事(主要構造	
			部の一部を木造とし	
			た場合にあっては、	
			最も遅く施工する工	
			事)	

4 適用除外

この告示の規定は、次に掲げる建築物については適用しない。

- (1) 法第 68 条の 11 第1項の規定により認証を受けた型式部材等の製造者により製造又は新築される当該認証に係る型式部材等(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。)を使用した建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

5 適用

この告示は、令和7年4月1日以後に申請等がされた建築物について適用 し、同日前に申請等がされた建築物については、なお従前の例による。